

令和7年12月 農業委員会総会

令和7年12月8日（月）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時30分から午後4時30分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	宮田	早苗	6番	相京	文夫
3番	飯田	隆男	7番	木我	恭子
4番	藤崎	茂	8番	石橋	義弘
5番	石渡	潤一			

<農地利用最適化推進委員>

齊藤	孝壹	大塚	浩
篠原	庄一	小島	儀彦
小坂	和男		

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鶴澤副主査（書記）・綿貫主査補

4. 議題 第1号議案 農地法3条許可申請について（1件）

5. 専決処理報告 農地法第5条の届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和7年12月8日（月）

古川事務局長 ただいまから令和7年12月の農業委員会総会を開会させていただきます。
それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

飯田会長 本日は総会前の農業者年金加入推進研修お疲れ様です。当町では加入候補者が非常に少ない実情がありますが、委員の皆様は地域の農家の方に戸別訪問を実施し加入に努めていただければと思います。本日も慎重審議よろしくお
願いします。

古川事務局長 ありがとうございます。続いて、この度新たに就任された金塚町長にご出席
いただいておりますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。金塚町長、よろしくお
願いいたします。

金塚町長 この度の町長選挙の結果、第48代酒々井町町長に就任させていただくこと
となりました金塚学でございます。当町では20年ぶりの政権交代となります
す。財政的に厳しい中での就任となりますが、精一杯努力していく所存です
ので、委員の皆様にもお力添えをいただきたいと思ひます。よろしくお
願い
します。

古川事務局長 ありがとうございます。金塚町長はこの後も公務が入っておりますので、
ここで退席させていただきます。

（町長退席）

古川事務局長 それでは議事に移りたいと思ひますが、議事の進行につきましては、会議規
則により、会長をお願いいたします。

飯田議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、8番 石橋義弘委員、1番 宮田早苗委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案1件、専決処理その他となりますのでよろしくお願いします。

飯田議長 始めに、第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲渡人・譲受人とも墨在住者です。申請地は墨の農地1筆で、地目は畑、面積は512㎡です。作付作目はナス・ピーマン等の各種野菜の栽培を予定しているとのことです。権利の種類等は所有権です。位置及び現況については2ページの位置図、3ページの公図、5ページの写真をご覧ください。営農計画書については4ページをご覧ください。本申請に至った経緯については、位置図等のおおりに、譲受人が所有する自宅及び太陽光発電施設用地（墨〇〇〇〇〇〇他）と耕作地（墨〇〇〇〇〇〇）の間に譲渡人の所有する畑（墨〇〇〇〇〇〇）が存在し、自宅側から耕作地へ通行するのに支障が生じていたことによります。このため以前から譲受人は譲渡人に対し本申請地の売却を希望していたところ、この度、条件の合意に至ったため農地法第3条許可申請を提出したとのことです。なお、本申請が許可され譲受人が本申請地を取得した際は、現在等間隔に植えられている木を将来的には伐根し、耕作地（墨〇〇〇〇〇〇）と一帯で畑として利用するとともに、進入路としても活用するとのことです。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、大塚委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については大塚委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

大塚推進委員 譲受人は農家としての実績もありますので問題ないと思います。

飯田議長 大塚委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員のため、第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

飯田議長 次に専決処理報告に移ります。農地法5条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の6ページをご覧ください。譲受人は成田市に住所を有する法人、譲渡人は下岩橋在住者計3名です。届出地は下岩橋の農地計6筆で、地目は畑、面積は合計で5,055㎡です。今回の届出に至った経緯については、譲受人が届出地に近接する成田市側の土地に150戸程度のマンション建設を計画していることから、付近の土地に工事用の駐車場・資材置場を建設して利用する目的で届出に至ったとのことです。なお、工事は2年程度で完了の予定で、工事後は届出地においても将来的には住宅等の建設を予定しているとのことです。位置については、7ページの位置図と8ページの公図をご覧ください。備考ですが、令和7年10月24日付け、酒農委第5号の11から13で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終

わらせていただきます。

飯田議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしくをお願いします。

飯田議長 次に、その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

(ふるさとまつりアンケート結果について)

(農業者年金加入推進 個別訪問先の決定について)

(その他)

飯田議長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 7日の水曜日はいかがでしょう。

飯田議長 ただ今、7日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、7日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで12月の総会を閉会いたします。なお、次第にはありませんが、この後、非農地判断を実施しますので、事前にご連絡した該当委員のみ残ってお待ちいただくようお願いします。